

5/6号開閉所西側の火災発生について

2015年4月30日
東京電力株式会社



無断複製・転載禁止 東京電力株式会社

1

1. 事象概要

発生日時：2015年3月21日（土） 11：48頃

発生場所：5/6号機開閉所西側道路脇（西側）

発見者：協力企業作業員

延焼範囲：2箇所 ①約2×15m, ②約2×10m

対応状況：

- ・初期消火にて、消火器30本程度で消火（消防車による放水なし）
- ・公設消防による鎮火確認後、公設消防の指示により、初期消火隊（消防車）による延焼範囲およびその周辺への散水を実施（約1300L）

主な時系列

11：48頃 「火災が発生している」との旨、当社へ連絡あり
※公設消防へは、現場より連絡済み

11：58 初期消火隊出動要請

11：59 双葉警察署通報

12：14 初期消火隊現場到着

12：20 公設消防現場到着

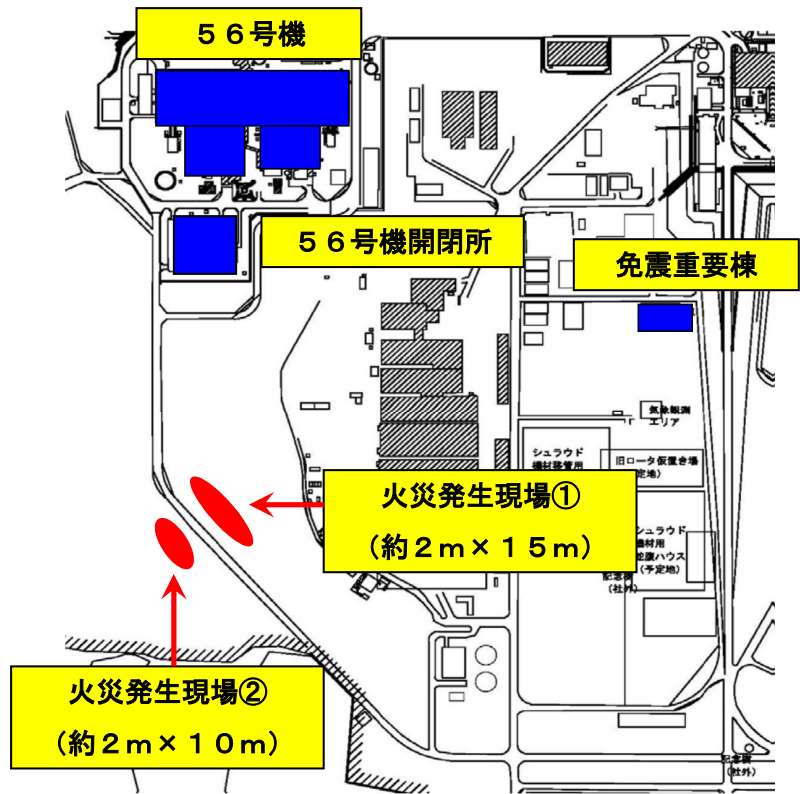
12：24 公設消防による鎮火確認

2. 現場状況

火災発生現場①



火災発生現場②



3. 火災による影響

- ・延焼範囲を配管・ケーブル類が通っていることを確認
- ・ケーブルについては、5・6号機から免震棟へwebカメラ映像およびモニタリングポストのデータ表示を送信している通信ケーブル2系統であることを確認した。
なお、その内1系統については破損していたことから3月27日仮復旧を実施した。
- ・配管については、5・6号で使用する飲料水配管であること、当該配管の一部が損傷しており、飲料水が漏れいしていることを確認した。
なお、漏れい箇所については、ビニールテープにより即日養生を実施した。



4. 火災原因の調査

火災発生当日、現場確認の結果、車両の一部（ブレーキパッドらしきもの）が道路および延焼範囲に落ちており、火災発生の原因となったと思われることから、後日周辺道路を走行したと思われる車両の調査を行った。



5. 原因車両の特定

50 t ホイールクレーン



車両調査の結果3月27日にパーキングブレーキ（ブレーキドラム）の一部が破損している車両（50 tホイールクレーン）が確認された。

その後3月30日、当該車両について破損部品と破損部分の確認を行ったところ脱落部分の形状がほぼ一致したことから、原因車両と推測している。

なお、4月8日浪江消防署の現場検証を実施して頂き、同日上記推測に基づく火災報告書を提出した。

現場に落ちていた破片



ブレーキドラム破損部



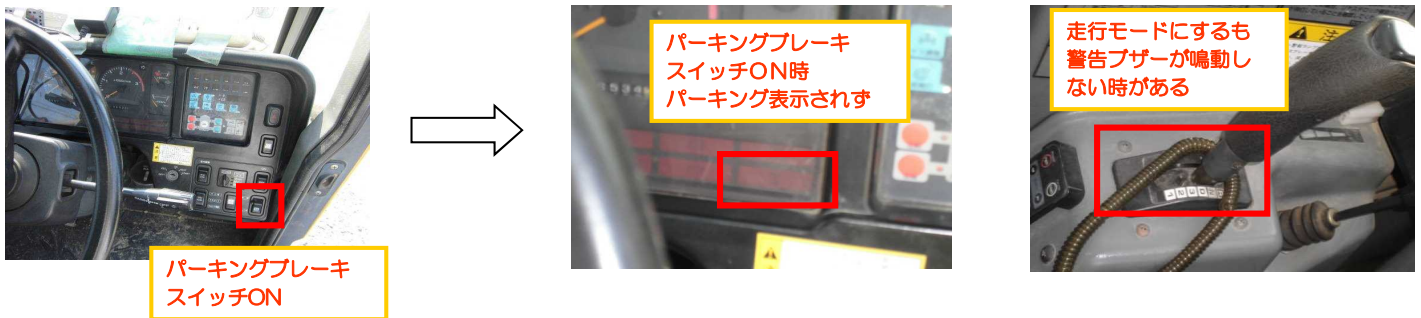
6. ブレーキドラム破損原因

【直接原因】

破片にブレーキがきいている状態で走行していたと思われる痕跡（摩擦により焼き付いた痕跡）が確認されたことから、ブレーキを解除しないまま走行したため破損したと思われる。

【背後要因】

- ・ パーキングブレーキ作動中に点灯する表示が不具合により点灯しない。
- ・ パーキングブレーキ作動中にシフトレバーをDレンジ（走行モード）にした時に鳴動する警告ブザーが鳴動しない時がある。



7. 対策

【現状】

- 重機（クレーン・ユニックなど）の揚重部については、構内に整備士を入れクレーン則や安衛法などによる点検整備を実施している
- 重機下部車両部分および大型車両については、これまで目視確認や動作確認などの点検と満足いく点検整備が出来ていない状況であった。（構内車両整備工場にて、条件が整い次第2015年度から実施する予定であった。）
- 今回の事象の背後には、上記のような要因が潜んでいることから、今後以下の対策実施について検討

【対策：重機車両部分および車両の点検強化】

1. 除染を行い構外に搬出可能なものは、構外整備工場にて点検整備を実施する。
2. 構外に搬出できないものは、2015年8月（予定）より構内車両整備工場にて大型車両の受け入れ体制が整うことから、順次構内車両整備工場にて点検整備を実施する。
3. 1、2にて対応困難なものは、暫定処置として構内重機ヤード内に簡易ピットならびに洗浄設備等必要な設備を設置し、点検の強化を図る。
※現在入構いただいている整備士は重機に特化した整備士のため、重機車両部分および車両を整備できる資格を所持した整備工の手配が必要
4. 道路周辺の枯れ草の処理について検討する。
5. その他追加対策については所轄消防署と協議し実施する。

